

平成 30 年第 3 回津南町議会定例会会議録

(9 月 14 日)

招集告示年月日		平成 30 年 9 月 4 日		招集場所		津南町役場議場	
開会	平成 30 年 9 月 10 日午前 10 時 00 分			閉会	平成 30 年 9 月 14 日午前 10 時 35 分		
応招・ 不応招 出席・ 欠席の別	議席番号	議員名	応招等の別	議席番号	議員名	応招等の別	
	1 番	半 戸 義 昭	応・出	8 番	津 端 眞 一	応・出	
	2 番	村 山 道 明	応・出	9 番	大 平 謙 一	応・出	
	3 番	石 田 タ マ エ	応・出	10 番	河 田 強 一	応・出	
	4 番	風 卷 光 明	応・出	11 番	藤 ノ 木 浩 子	応・出	
	5 番	筒 井 秀 樹	応・出	12 番	吉 野 徹	応・出	
	6 番	栗 原 洋 子	応・出	13 番	恩 田 稔	応・出	
	7 番	中 山 弘	応・出	14 番	草 津 進	応・出	
地方自治 法第 121 条の規定 により説 明のため 出席した 者の職・氏 名（出席 者：○印）	職 名	氏 名	出席者	職 名	氏 名	出席者	
	町 長	桑 原 悠	○	税務町民課長	高 橋 隆 明	○	
	副 町 長	小 野 塚 均	○	地域振興課長 農業委員会事務局長	村 山 詳 吾	○	
	教 育 長	桑 原 正	○	建設課長	柳 澤 康 義	○	
	農業委員会 長			教育委員会教育次長	上 村 栄 一	○	
	監 査 委 員	藤 ノ 木 勤	○	会計管理者	板 場 康 之	○	
	総 務 課 長	根 津 和 博	○	病院事務長	桑 原 次 郎	○	
	福祉保健課長	高 橋 秀 幸	○				
職務のため出席した者の職・氏名			議会事務局長	高 橋 昌 史	班長	石 沢 和 也	
会議録署名議員		2 番	村 山 道 明	8 番	津 端 眞 一		

〔付議事件〕

(9 月 14 日)

- | | | | |
|--------|---|---------|------------------------------------|
| 日程第 1 | } | 認定第 1 号 | 平成29年度津南町一般会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 2 | | 認定第 2 号 | 平成29年度津南町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 3 | | 認定第 3 号 | 平成29年度津南町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 4 | | 認定第 4 号 | 平成29年度津南町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 5 | | 認定第 5 号 | 平成29年度津南町簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 6 | | 認定第 6 号 | 平成29年度津南町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 7 | | 認定第 7 号 | 平成29年度津南町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 8 | | 認定第 8 号 | 平成29年度津南町病院事業会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 9 | | 報告第 3 号 | 健全化判断比率の報告について |
| 日程第 10 | | 報告第 4 号 | 資金不足比率の報告について |
| 日程第 11 | | | 議員派遣の件について |
| 日程第 12 | | | 委員会の閉会中の継続調査及び審査について |

議長の開議宣告

議長（草津 進）

これより本日の会議を開きます。

—（午前 10 時 00 分）—

議事日程の報告

議長（草津 進）

本日の議事日程は、お手元に配布したとおりです。

日 程 第 1

認定第 1 号 平成 29 年度津南町一般会計歳入歳出決算の認定について

日 程 第 2

認定第 2 号 平成 29 年度津南町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

日 程 第 3

認定第 3 号 平成 29 年度津南町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

日 程 第 4

認定第 4 号 平成 29 年度津南町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

日 程 第 5

認定第 5 号 平成 29 年度津南町簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定について

日 程 第 6

認定第 6 号 平成 29 年度津南町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日 程 第 7

認定第 7 号 平成 29 年度津南町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日 程 第 8

認定第 8 号 平成 29 年度津南町病院事業会計歳入歳出決算の認定について

議長（草津 進）

認定第 1 号から認定第 8 号まで、一括議題といたします。

これより一括して質疑を行います。

11 番、藤ノ木浩子議員。

(11 番) 藤ノ木浩子

2 点、お伺いいたします。合同常任委員会で資料を頂きましたので質問させていただきます。在宅介護手当についてなのですが、実人数が 110 人というお話なのですが、この介護度別の人数について、もしお分かりだったら教えていただきたいのです。実はこの在宅介護手当は、津南町の場合は介護を要する介護者に対して手当をやるということなのですが、審査においては介護している方の全介助が三つ以上ですよね。それがないとだめだということなのですが、要介護 1・2 というのは、そうはならないのではないかと。そうすると、この在宅介護手当 1・2 辺りに要介護の方が該当しなくなるのかなという感じがしまして。実際に町へ要望に行ったらだめだったという方もいまして、非常に年金暮らしのなかで御夫婦で暮らしているなかで、今そうやってサービスを利用しながら暮らしている人にとっては、非常にこの在宅介護手当というのは大事なものであると思うので、そう言って申請に行った方が該当するような制度にしなければならないと思います。実際の介護度別の利用者数というのが今分かりましたら、お願いしたいのです。

それと、もう 1 点は、私が後発医薬品利用差額通知の実績についてお聞きしたら、課長から資料を頂いたのですが、この資料の中身を教えていただきたいのです。これだけを見ますと、平成 30 年の津南町の後発医薬品数量シェア一覧ということで、全県的に見て最低ランクなのです。一番低いのは、栗島浦村の 46.9% なのですが、その次に津南町が 49.6% で 5 割いっていないということなのです。この下のほうの参考に「70%を超えている保険者数」ということで、新潟県内 30 市町村プラス 3 組合を入れると 33 なのですが、その内 70%を超えているのは、もう 23 自治体・組合だとなっているわけで、それにまだまだ足りないという状況なのですが、この意味合いと、まだまだ後発医薬品の使い方が足りないというところに対して、どういうふうに改善していこうかと考えているか、お聞かせください。

議長（草津 進）

福祉保健課長。

福祉保健課長（高橋秀幸）

まず、在宅介護手当につきましては、決算資料等から。お配りした統計資料につきましては、延べ人数で出ていたわけですが、通常、延べ人数で出しております。全介助が必要な人について、そういった在宅で介護している人が非常に大変だということを出しているわけで、実際の実人数は、先ほど言われたように 129 人と 110 人だったわけですが、それも抽出するのに担当のほうで急ぎよ出したということで、通常は実人数も出していないわけなのです。その中でまた介護度別というのは、それも非常に出すのが大変でございます。ちょっと時間が掛かるとお思いますので、今その数字がありません。もし、必要であれば、また話をして出すようにいたします。在宅介護手当につきましては、在宅で介護をしている方、通常、要介護 1・2 の方でも全介助であれば、そういった方が在宅介護手当の対象にはもちろんなるわけですが、あくまで規定は全介助ということになっております。これは町の単独の制度でございますので、これからもそういったかたち

で。国の方針は、軽い方は介護保険から切り離すというような傾向にありますけれども、町としても、この在宅介護手当につきましては、従来どおり制度は続けていきたいと思っております。要介護度別については、また後で、もし必要であれば出したいと思っております。

それから、ジェネリック医薬品の件でございますけれども、これも津南病院の関係がありますので、なかなか後発医薬品のほうに進んでいかないということになっております。ただ、これから院外薬局ということになっていくので、そこで一緒に後発医薬品を少しは町でも。今、非常にシェア率というのは低いですが、これから伸びていく可能性があるのかなと思っております。啓発につきましては、国民健康保険連合会でそういった広報も随時出しております。各家庭に後発医薬品を使いましょうという広報もしておりますし、ジェネリック医薬品の差額通知というのも出しておりますので、そこら辺で各被保険者には、通常啓発をしているというところがございます。

議長（草津 進）

11番、藤ノ木浩子議員。

（11番）藤ノ木浩子

在宅介護手当ですが、私も在宅介護手当は非常に大事なものであると思っておりますので、是非継続をお願いしたいのと、先ほどの人数について、ちょっと面倒かもしれませんが、もしも出していただいて、傾向を知りたいという思いでございますので、お願いします。

それと、要介護1・2の方が対象になっているかどうか、調べてみなければ分かりませんが、特に要介護1・2の方が施設入所も排除されて、在宅で暮らさなければならないというのが強まったわけですので、やっぱりこういった方もしっかりと対象になるような在宅介護手当に変えていく必要があるのではないかと私は思っているのです。お隣の十日町市は、こういう名前ではなくて、「おむつ使用料」という感じを出しているとは聞いているのですが、やはりその点をちょっと検討する必要があるのではないかとと思うのですけれども、いかがでしょうか。

議長（草津 進）

福祉保健課長。

福祉保健課長（高橋秀幸）

確かに議員がおっしゃるように介護保険については、非常に国の財政も厳しいというなかで、どうしても軽度の方を介護保険から除いていくような傾向にありますし、これからはきっとそういう傾向が続いていくのだろうと思っております。であるならば、各自治体でそういったことを補うような施策、例えば在宅介護手当等を確認に見直しをしていく必要があるのかなと思っております。全体としてサービスの低下を招かないようなことをしていく方向にもっていきたいと思っておりますので、ここら辺の手当については、どのように見直すかは、また検討をしていきたいと思っております。

議長（草津 進）

他に質疑はありませんか。

—（質疑者なし）—

質疑を終結いたします。

討論、採決はそれぞれ議案ごとに行います。

認定第1号について討論を行います。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

6番、栞原洋子議員。

（6番）栞原洋子

日本共産党町議員団を代表いたしまして、平成29年度一般会計決算に対し反対の立場で討論をいたします。

反対理由は、前町長が進めてきた町政が町民に寄り添った方向ではなく、国の悪政のもと進んできた結果が今、住民を苦しめ、町財政・町政が厳しさを増していることです。その一つは、住民の命と健康を守るための津南病院に一般会計から5億円を超える繰入れをしているなか、看護師確保には、看護師は足りているという姿勢でした。空き病床の活用も決まらないなか、3月議会で一般病床62床を45床へと削減、ベッドの稼働率が上がらなければ、更に収入減となります。入院ベッドを増やし、この地域の医療、住民の命をしっかりと守るため、人員を確保し、安心して掛かれる町立病院にすることは、開設者である町長の最大の責務であります。

二つ目に、農業について。農業立町を掲げている町の施策は国の言いなりであり、小規模農家や家族農業への手立てをしてこなかった。農業を生きがいとし、所得を増やす施策が必要です。

三つ目に、観光について。大地の芸術祭、旧中津小学校でのジオパーク構想、ニュー・グリーンピア津南の運営行き詰まりなどに多額の税金が投入されています。

最後になりますが、子育て支援について。保育園整備調査に平成29年度当初予算200万円を計上し、今年1月から3月に基本設計が終了しました。この間、2園体制の考え方がありましたが、住民・議会に説明もなく、前町長退任後のこの8月、全員協議会で突然270人定員の1園体制の設計図が示されました。住民や議会を無視した1園ありき、建設ありきとしか言いようのない拙速なやり方には納得できません。現状の保育園体制を考慮し、今後に向け、住民や議会、職員が意見を出し合う場を作り、より良い保育園になるよう、行政は努力をしていただきたいと思います。

栞原町長からは、前町政を継続するだけでなく、国の悪政からの防波堤になり、町民に寄り添った町政を行うことを切に願い、平成29年度一般会計決算に対し反対討論といたします。

議長（草津 進）

次に原案に賛成の方の発言を許します。

—（討論者なし）—

賛成討論なしと認めます。

次に原案に反対の方の発言を許します。

—（討論者なし）—

反対討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

認定第1号について採決いたします。

認定第1号について、認定することに賛成の方の起立を求めます。

—（起立11名、非起立2名）—

賛成多数です。よって、認定第1号については認定することに決定いたしました。

議長（草津 進）

認定第2号について、討論を行います。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

11番、藤ノ木浩子議員。

（11番）藤ノ木浩子

国民健康保険特別会計決算について意見を申し上げ、反対討論といたします。

反対理由の一つは、国民健康保険は、低所得者、高齢者が多く加入しているなかで保険料が高い、この構造的な問題解決解消が課題のなかで、町は、国民健康保険の都道府県化に向け、国民健康保険料の連続値上げを実施し、住民に負担増を押し付けてきました。このやり方に対して、私どもは反対をしてまいりました。国民健康保険料は引き上げられたままであります。平成28年の国民健康保険加入者の実態を見ても、年金、無職の方、非正規雇用の方が多い被用者を合わせますと76.2%。こうした加入者の生活を支えるうえでも国民健康保険料の負担軽減を求めます。

二つ目に、国が制度改悪してから、国民健康保険の総収入に占める国庫支出金の割合は減り続けています。平成11年の国庫支出金を見ましたら41.6%、平成15年は38.8%、平成29年は20.32%と毎年減り続けています。その分が加入者や自治体の負担となるわけです。国庫負担を増やすように声を上げ、国に要望していくことが求められます。平成29年度は、国民健康保険料は据え置かれました。基金から3,000万円の繰入れで賄われましたが、578万円の赤字となりました。今後、都道府県化で法定外繰入の解消が求められるような制度になっておりますが、住民の暮らしを守る立場に立って、一般会計からの法定外繰入を継続していただきたいことと、保険料の引下げ、子どもの均等割の軽減にも取り組んでいただきたいことを申し上げて討論といたします。

議長（草津 進）

次に原案に賛成の方の発言を許します。

—（討論者なし）—

賛成討論なしと認めます。

次に原案に反対の方の発言を許します。

—（討論者なし）—

反対討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

認定第2号について採決いたします。

認定第2号について、認定することに賛成の方の起立を求めます。

—（起立11名、非起立2名）—

賛成多数です。よって、認定第2号については認定することに決定いたしました。

議長（草津 進）

認定第3号について、討論を行います。

—（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

認定第3号について採決いたします。

認定第3号について、認定することに賛成の方の起立を求めます。 —（全員起立）—
全員賛成です。よって、認定第3号については認定することに決定いたしました。

議長（草津 進）

認定第4号について、討論を行います。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

11番、藤ノ木浩子議員。

（11番）藤ノ木浩子

介護保険特別会計決算について、反対討論を行います。

介護保険制度が始まり18年でしょうか。私は、この制度が始まる頃にこの議会に初めて立たせていただきました。制度が始まる前と現在では、介護の現場が抱える課題、相当変わってきたかと感じています。

反対理由の一つは、保険あって介護なしの方向へ制度改悪が進んでいるということです。特養入所は、要介護3以上でないと入所も申込みもできなくなりました。待機者が減っていると言っても、要介護1・2が除外されたということです。総合事業に制度が変わったことで、要支援1・2の方がサービス利用をできなくなったことも、今決算議会で明らかになりました。制度改悪は常にサービスを使えない仕組みにしている。これでは、老後を支える介護保険制度になりません。

二つ目に、利用料・保険料の負担が重いということです。第6期の介護保険料は6,000円、第1期の約2.32倍。現状のシステムでは、この介護保険料は永遠と上がり続けていきます。ここでも一般会計からの繰入れで保険料を抑える施策に取り組んでいただきたいと考えています。利用料についても、制度始まって以来、2割負担が導入され、平成30年度に入りましては3割負担が導入されました。住民への負担は増すばかりです。

三つ目に、介護職員の人材確保と処遇改善は、現場にとって喫緊の課題となっているということです。人の命と生活を支える大事な介護職は、今、賃金の引上げなしに人材確保はできないと私は思っています。それには、介護報酬の引上げを求めていくことが重要ではないでしょうか。

3点ほど意見を申し上げましたが、津南町の素晴らしいところは、在宅サービス利用者への利用料の負担軽減を継続していることと、在宅介護手当も長きにわたり継続していることだと思っています。こうした取組は、介護を支えています。今後も引き続き取り組んでいただきたいと強く願っています。

皆さんは、自分が歳を取ったらどんなふうにごろしたい、生活したいと考えているでしょうか。施設を利用するという方もいるでしょう。しかし、15万円も20万円も支払って施設利用はできるでしょうか。私は、せめて年金で入られる施設がいいのではないかと思います。

も思っています。在宅ならどんなふうに過ごしたいでしょうか。私は今、義理の母を介護しながら仕事に出ておりますが、小規模多機能サービスというのは、とても便利だと感じています。ただ、まだ十分に利用ができていないのかなと思っていますが、介護というのは人ごとではありません。自分にも介護しなければならないときが来るかもしれません。自分も歳を取れば介護サービスのお世話になるときが必ず来ると私は思うのです。誰もが安心して利用できる介護保険にするために国の社会保障削減に反対し、より良い制度にしていくために皆で声を上げていく必要があると思っています。

以上です。

議長（草津 進）

議長（草津 進）

次に原案に賛成の方の発言を許します。

—（討論者なし）—

賛成討論なしと認めます。

次に原案に反対の方の発言を許します。

—（討論者なし）—

反対討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

認定第4号について採決いたします。

認定第4号について、認定することに賛成の方の起立を求めます。

—（起立11名、非起立2名）—

賛成多数です。よって、認定第4号については認定することに決定いたしました。

議長（草津 進）

認定第5号について討論を行います。

—（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

認定第5号について採決いたします。

認定第5号について、認定することに賛成の方の起立を求めます。 —（全員起立）—

全員賛成です。よって、認定第5号については認定することに決定いたしました。

議長（草津 進）

認定第6号について討論を行います。

—（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

認定第6号について採決いたします。

認定第6号について、認定することに賛成の方の起立を求めます。 —（全員起立）—

全員賛成です。よって、認定第6号については認定することに決定いたしました。

議長（草津 進）

認定第7号について討論を行います。

—（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

認定第7号について採決いたします。

認定第7号について、認定することに賛成の方の起立を求めます。 —（全員起立）—

全員賛成です。よって、認定第7号については認定することに決定いたしました。

議長（草津 進）

認定第8号について討論を行います。

—（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

認定第8号について採決いたします。

認定第8号について採決いたします。

認定第8号について、認定することに賛成の方の起立を求めます。 —（全員起立）—
全員賛成です。よって、認定第8号については認定することに決定いたしました。

日 程 第 9

報告第3号 健全化判断比率の報告について

日 程 第 10

報告第4号 資金不足比率の報告について

議長（草津 進）

報告第3号及び報告第4号を一括議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長。

町長（桑原 悠）

報告第3号及び報告第4号を一括して説明を申し上げます。地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、健全化比率及び公営企業の資金不足比率について監査委員の審査に付し、議会に報告することが義務付けられているものであります。

細部につきましては、総務課長に説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

議長（草津 進）

総務課長。

総務課長（根津和博）

—（細部について説明を行う。）—

議長（草津 進）

これより一括して質疑を行います。

—（質疑者なし）—

質疑はないものと認め、質疑を終結いたします。

以上をもって、報告第3号及び報告第4号については終了いたします。

日 程 第 11
議員派遣の件について

議長（草津 進）

議員派遣の件についてを議題といたします。

お諮りいたします。

会議規則第 127 条の規定により、お手元に配布した内容で議員を派遣することにしたいと思えます。これに御異議ありませんか。 —（異議なしの声あり）—

異議なしと認めます。よって、議員派遣の件については、お手元に配布のとおり派遣することに決定いたしました。

日 程 第 12
委員会の閉会中の継続調査及び審査について

議長（草津 進）

委員会の閉会中の継続調査及び審査についてを議題といたします。

各委員長から会議規則第 75 条の規定により、お手元に配布のとおり、閉会中の調査・審査の申出がありました。

お諮りいたします。各委員長からの申出のとおり、閉会中の調査・審査に付することに御異議ありませんか。 —（異議なしの声あり）—

異議なしと認めます。よって、各委員長から申出のとおり、閉会中の調査・審査に付することに決定いたしました。

議長（草津 進）

以上をもって本定例会に付議された事件の審議は全て議了いたしました。

町長より挨拶を求められておりますので、これを許可いたします。

町長。

町長（桑原 悠）

5 日間にわたる議会、大変お疲れ様でございました。また、今回は決算の審議ということで、活発なる委員会審議や慎重審議をいただき感謝申し上げます。決算の資料を御覧になってお分かりになったかと思いますが、現在の町債残高 123 億円、基金全て集めましても 20 億円という数字になっております。私、この就任以来、60 日ほど出会ってまいりました町村と比べましても、極めて厳しい位置にあるというのは事実でございます。もう手が打てないという状況でもありません。地域力、町民の皆様の実力を鑑みますと、必ず活路は開けると信じるものです。着々寸進、洋々万里という言葉があります。ローマへの道は一日にしてならずでございます。引き続き皆さんの御指導をいただきながら町政を前に進めてまいりたいと思っております。今議会、大変お疲れ様でございました。今後ともよろしくお願いいたします。

議長（草津 進）

これにて平成 30 年第 3 回津南町議会定例会を閉会いたします。

—（午前 10 時 35 分）—